

後見人の実務 I , II

司法書士 木原道雄

成年後見の手続きと流れ

標準的な審理の流れ テキストP406

1申立準備

2審理

3審判、審判確定

4後見事務

申立の実務

- ・相談(関係者との情報共有)
書類を整えるための情報のみにならないように。
- ・本人と面会
(コミュニケーション方法は? 同席者は?)
本人の意思決定についての検討事項や配慮は?
- ・申立の必要性を検討
利用者がメリットを実感できる制度利用
日常生活自立支援事業の利用についても検討

申立の実務

- ・本人の希望や財産の確認、生活状況と収支の確認
成年後見制度利用を検討する前から
本人に了解を得ながら
本人との信頼関係を築きながら確認。

申立手続きありきではなく、本人の利益を最優先

財産管理のみにならない、身上保護も重視する

申立情報は重要な個人情報であるため、取り扱いには十分注意

申立前の準備(申立に必要な書類・費用)

1 取得する書類

(1)戸籍、住民票

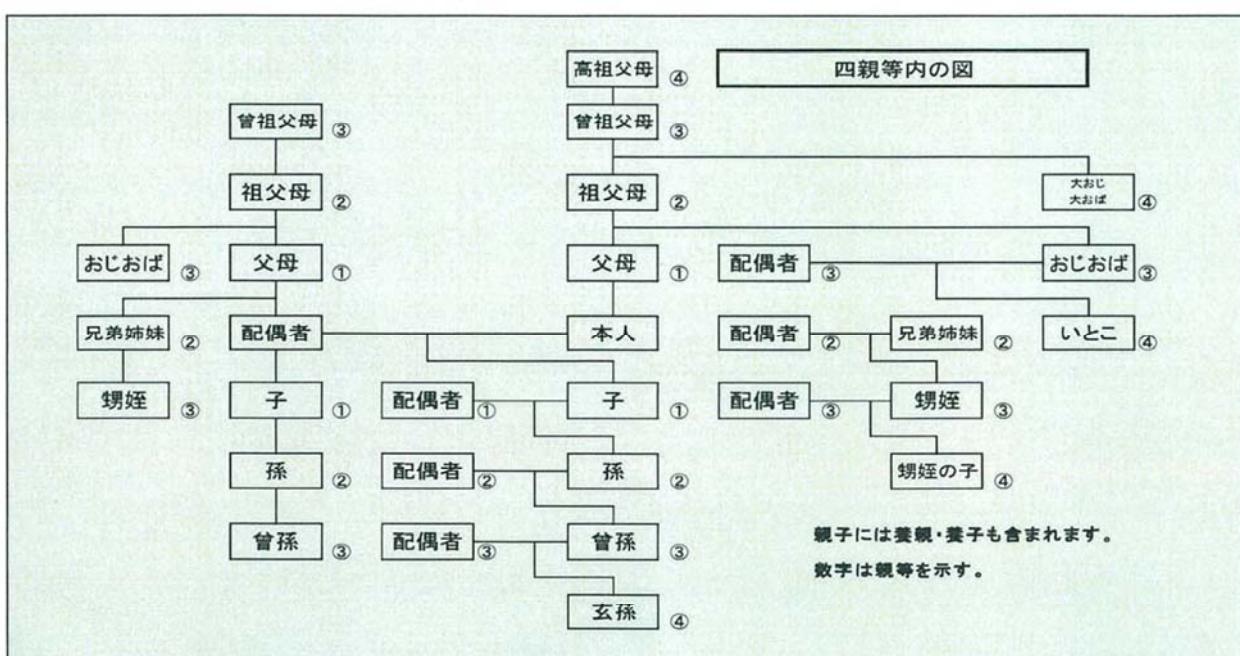
取得方法は本籍地や住民票上の役所に確認(本人同行、委任状等)

(2)登記されていないことの証明書 (書式1 P421)

取得方法は、本人または4親等内の親族、左記の方からの委任状

(資料1)

申立てをすることができる人は、本人、配偶者、四親等内の親族(下図に示した人)、成年後見人等、任意後見人、成年後見監督人等、市区町村長、検察官です。



出典 松山家庭裁判所 令和2年3月版 「申立の手引き」より

申立前の準備(申立に必要な書類・費用)

(3)主治医へ診断書依頼(認知症、知的障がい、精神障がい、その他)
(書式2、3 P422～)

申立後、家裁より鑑定が必要と決定された場合は鑑定書
(書式4 P425～)

福祉関係者(ケアマネ、相談員など)へ本人情報シート作成の依頼
(書式5 P429～)

(4)その他 障害者手帳や介護保険証の写し(地域によって違いあり)

申立前の準備(作成する書類)

2 作成する書類

(1)申立書

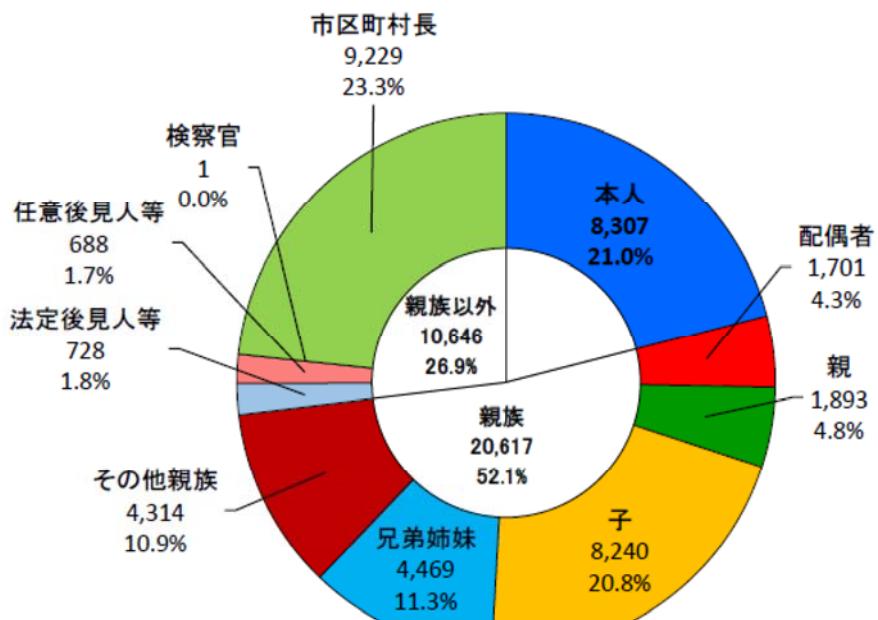
類型の検討(類型ごとの申立書) (書式6 P431)

①申立人・本人・後見人等候補者

申立人となるものの確認(親族、本人、その他)

候補者は、本人や関係者と連絡が取れ、信頼関係等があるのか。

(資料4) 申立人と本人との関係別件数・割合



最高裁家庭局 令和4年3月公開 | 成年後見関係事件の概況より

申立前の準備(作成する書類)

②申立ての趣旨

医師の診断書、本人情報シートなどを検討し申立書にチェック
※保佐、補助では同意が必要な場合がある。

代理権、同意権付与に関する本人の同意（書式7、8 P434～）
本人の意思と生活状況に沿って検討。関係者とも連携及び情報共有し、
本人にも確認していく。

③申立の趣旨、申立の理由

申立に至ったいきさつ等の事情を記載。書ききれない場合は別紙に記載
P347上段のア～オのポイントを押さえる。

申立前の準備(作成する書類)

民法13条 保佐人の同意権

- ①元本を領収または利用する
- ②借財または保証する
- ③不動産や重要な財産に関すること
- ④訴訟行為
- ⑤贈与・和解・仲裁合意をする
- ⑥相続に関すること
- ⑦贈与を断る
- ⑧不動産の工事に関すること
- ⑨長期間の賃貸借をする
- ⑩重要な法律行為を法定代理人として行う

申立前の準備(作成する書類)

(2) 申立事情説明書

書式に従って申立に至った経緯、本人の生活状況等を記入する。

(書式9 P438～)

①内容・時期 本人情報シートと齟齬が無いよう事実を確認し記載。

②本人の親族について

親族等について、連絡先、同意はわかる範囲での記載で構わない。
わからない場合は不明でかまわない。

③本人の状況について

P347中断のア～カについてわかる範囲で正確に記載。

申立前の準備(作成する書類)

(3) 親族関係説明図

戸籍や記録等により正確に記載。わからない場合は不明でかまわない。(書式10 P446)

(4) 親族の意見書

知れたる親族、推定相続人にお願いする(書式11 P447)

同意する意見書をもらえば手続きが早くなる。

取得できれば取得するという考え方でかまわない。

後日、裁判所から意見書を送付することもある。

申立前の準備(作成する書類)

(5) 後見人等候補者事情説明書

候補者は？ 一人、複数、法人 権限分掌はするのか

本人の年齢や支援体制を考えて候補者を決め、今後の方針や計画を記載する。 (書式12 P448～)

後見人等になれない者として法定されている者以外にも、本説明書のチェック欄にある候補者の健康面や収入・負債等により選任されない場合もある。

申立前の準備(作成する書類)

(6)財産目録

本人の財産について記載。(書式13 P452~)

記載した財産についての資料を添付(P410)

不明の場合は不明と記載。

本人が相続人となっている相続手続き未了の財産がある場合は
相続財産目録を作成する。(書式14 P455~)

親族や財産を管理している者が引き渡しに応じない場合は、
その旨を記載し、後見人等に引継ぎを任せること。

申立前の準備(作成する書類)

(7)収支予定表

・本人の生活状況と収支の予定 (書式15 P458~)

本人との信頼関係を築きながら、財産管理のみにならないよう
身上保護も重視し、支出計画をする。

収支状況が分からぬときは、不明でもかまわない。
不明である旨を記載する。

審理

1 本人の居所を管轄する家庭裁判所に申立をし、
受理されると審理開始(即日面談や参与員面談の場合もある。)
申立時には、家裁に連絡し、予約が必要な場合は予約する。

2 審理

- (1)本人調査(聞き取り、候補者の確認)
候補者の欠格事由や適格性に注意
後見人等の欠格事由(P411①～⑤)
適格性に欠き他の後見人を選任する可能性が高い場合
(P411、412①～⑯)

審理

(2)親族への照会

親族の同意書を提出していれば手続きが速やかに進む

(3)鑑定

鑑定費用は、地域や医療機関で異なるため、注意が必要。

審判

- ・後見人選任、確定（資料2、3）
- ・登記事項証明書（書式16 P460）（資料4）
- ・申立人、本人、候補者に通知
- ・取り下げについては、家庭裁判所の許可が必要

申立事例

- ① 統合失調症の娘と高齢の父の二人暮らしでの申立
体が動く間は父が娘の手続きを継続したい。父が動けなくなった後には、信頼のおける者に速やかに後見人を引き継ぎたい。
- ② 子どものいない夫婦。夫後見、妻保佐の申立
夫の財産は夫のためのみに使用でよいのか？
- ③ 親族との複数後見で権限分掌（資料5、6）

参考 未成年後見

- ・親権者を行使する者がいない場合
(資料7)
- ・児童養護施設でのかかわり
- ・卒園後の生活、仕事、自己実現などの支援



後見人選任後の実務

- 2 財産目録の作成、収支目録の作成（書式17、18 P461～）
金融機関等に後見人選任の手続きをし、実際に残高や履歴を確認
(書式31)
- ・通帳の管理方法はどうするか、現金の取り扱いはどうするか
本人及び施設や支援者と協議して決定しておく
 - ・身上監護と本人の意向を考慮して収支予定を作成
(書式19、20 P466～)
在宅か施設かによって収支は大きく変わります。
本人の趣味、嗜好への配分で支出も大きく変わります。

後見人選任後の実務(各機関への届け出)

金融機関への後見人等の届け出(書式31 P488)

年金の後見人等の届け出 (書式32 P489～)

介護保険、障害福祉など行政への後見人等選任の届け出

(書式33～36 P491)

固定資産税や住民税などの納税通知書等に関する後見人等の届け出

(書式37、38 P495)

その他後見人等が選任されたことを届け出る必要があるか確認

(電気、ガス、水道、電話などの公共サービスなどの送付先等)

その他の申立

1 成年被後見人に充てた郵送物等の回送嘱託の申立

いつでも申立てられるわけではない。(書式21、22 P468)(資料8)

2 居住用財産処分の申立 (書式23 P473)

居住用として借りていた借家を解約する(資料9)

居住用の自宅土地、建物をAさんに750万円で売却する(資料10)

近隣から苦情が出ていた居住用建物を取り壊す(資料11)

近隣に迷惑をかけている家屋

- ・ゴミなどをため込んで近隣が困っている
- ・行政を中心に検討
- ・偶然の出来事をきっかけに

その他の申立

- ・特別代理人選任申立

(書式24 P476)

長女と二男の後見人
父死亡による相続
遺産分割協議で利益相反
長女に特別代理人選任

被相続人 A 相続関係説明図

最後の住所 愛媛県●●市△町1番地

最後の本籍 愛媛県●●市△町1番地

被相続人 A

住所 愛媛県●●市△町1番地
相続人 (昭和62年10月1日生)
長男 C

住所 愛媛県松山市■町5番地 障害者支援施設○○
相続人 (平成2年12月18日生)
長女 D 成年後見人 木原道雄

住所 愛媛県松山市●町6番地
相続人 (平成4年6月12日生)
二男 E 成年後見人 木原道雄

元妻 B
(平成9年6月25日離婚)

(資料12、13)

コミュニケーションが難しい障がい者

- ・成年後見制度利用支援

成年後見制度利用が必要な方への費用助成

- ・意思疎通支援

聴覚、言語機能の障害により意思疎通を図ることに支障のある人への意思疎通仲介の支援(コミュニケーション支援も必要)

住み慣れた地域で、使い慣れた意思疎通方法でコミュニケーションがとれるためには

- ・夫が亡くなり一人暮らしとなった。

- ・ケアマネさんから、施設入居を勧められる。

- ・親族がないのなら後見人制度も進められる。

本人のための契約をする。

(本人の意思決定を支援する)

- ・施設に入った後、被後見人は施設の人と意思疎通できますか？
- ・自分のコミュニケーション方法を理解してくれる人は施設にいますか？
- ・通訳派遣を利用させてもらえますか？
- ・後見人は、通訳派遣の申請をしてくれますか？

- ・施設入所後、施設の管理者やスタッフは、「本人さんは穏やかにしてますよ」と言っているが…
- ・「紙に書いても、本人は、質問に対する回答ができない」と施設スタッフは言うが…
- ・本人の意思決定支援なのに意思疎通できていない

・施設側の合理的配慮とは

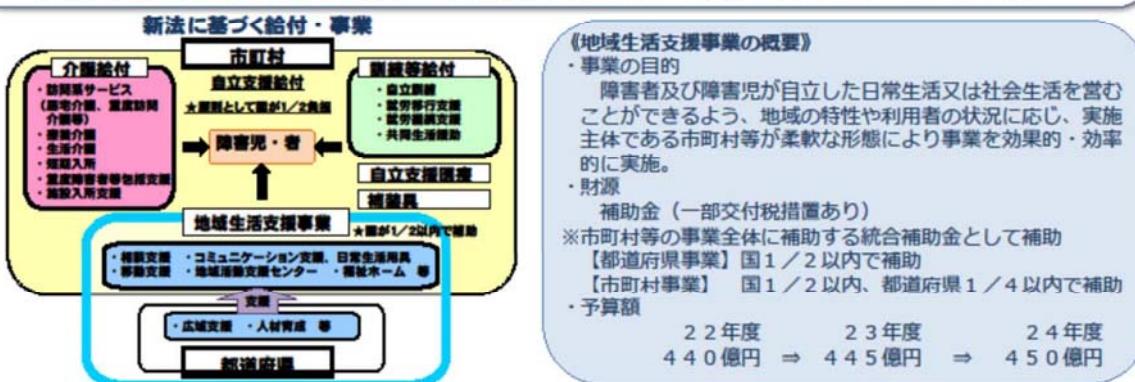
- ① 本人が必要としている
- ② 均衡を失さず過度な負担でない
(財務状況、費用の程度、事業活動への影響、事業規模)
配慮できない場合は本人にその理由を説明する必要は?

行政機関は合理的配慮をしなければならない
令和6年4月から民間事業者も合理的配慮義務化

相談 話し合い 実施 見直・改善
意思決定支援の前に意思疎通が必要では?

障害者に対する支援 (④地域生活支援事業の追加)

- 市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。
 - ① 障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
 - ② 障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
 - ③ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
 - ④ 意思疎通支援を行う者の養成 ※ 手話奉仕員の養成を想定
〔その他、手話及び要約筆記を行う者の派遣も実施〕
 - 都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。
 - ① 意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業
※ 手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定
 - ② 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業
- 【平成25年4月1日施行】
- ➡ 地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化



資料14

コミュニケーションが取れることとは

ヘレンケラーの言葉

見えないことは人を物から引き離し、

聞こえないことは人を人から引き離す

精神科病院退院後のお手伝い

精神科病院に長期入院から退院支援へ

在宅生活では、医療福祉の支援者が主となり支援

金銭の管理や生活費の渡し方について。

手渡すときの面談で生活を確認

医療観察法による他害行為を行った精神障がい者の退院後の支援

その他の申立

1年に1度の後見等事務報告書の作成及び報酬付与の申立
(書式25、26 P478~)

- 報酬審判 (資料15)
- 成年後見制度利用支援事業 (資料16、17)

被後見人本人のための制度であることを

- ほんとうに成年後見制度を必要としているのか
- 本人のための意思決定支援ができているか
- 意思決定の前に意思疎通や、情報伝達はできているのか